

厚生・文教常任委員会協議会

- 1 日 時 令和2年2月17日（月）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 場 所 第2・第3委員会室
- 3 出席委員 （委員長）大野慎治、（副委員長）榎谷規子
谷平敬子、黒川武、須藤智子、井上真砂美、関戸郁文
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 6 委員長あいさつ
- 7 協議事項

（1）委員会代表質問について

大野委員長：資料に基づき説明

（コミュニティ・スクールの取組について）

須藤委員：③について。黒川議員の6月定例会での一般質問について、教育長の答弁として見直すとは言っていない。

大野委員長：教育委員会の議事録を見たが、コミュニティ・スクールを導入した際は、現在メンバー5人から20人近くに変更することから、それに代わるものが多分。コミュニティ・スクール制度に変わると発言している。

須藤委員：コミュニティ・スクールに賛成していたか。

大野委員長：現時点では導入は考えていないが、近隣市町や愛知県の状態を踏まえて検討していくという回答である。

黒川委員：コミュニティ・スクールは一つの選択肢であるとの認識である。しかし働き方改革にも絡む。制度を導入することによって、学校事務の負担が増すことへの懸念があること、外部の人が参画することによる不安、教職員の人事に対して意見が言えること、そのため全国的に躊躇する原因になっている。小牧ではそれは外している。岩倉流でやればよい。管内でも江南市ではやっているから、コミュニティ・スクールを導入している学校への先生の異動もあり、今後コミュニティ・スクールの方向に向わざるを得ない。早い段階で岩倉市も何らかの措置を講じておく必要があると考える。

大野委員長：学校の応援団としての意見をいただくためのコミュニティ・スクールであると春日井市は考えている。不祥事が生じた場合はわからないが、任用に対する意見は基本的にないとのことである。黒川議員の言うように、外しておいても問題ない。

須藤委員：代表質問するのはいいが、そのまま政策提言にはつながらない。

大野委員長：他にも近隣を視察し、最終的にするかしないかはもう少し先の話か

と考える。

須藤委員：そうですね。

井上委員：視察の時に何度も、委員会代表質問は重みがあると言っていた。そう言われた以上、7人でしっかり話し合った上での代表質問でなければならぬと考える。しかし視察が10月にあり、今ここで通告書を出そうとしているが、そこまで重みを持って言えるのか。早急すぎないか。一体、何回我々がこれについて話し合ったか。コミュニティ・スクールについて黒川委員の一般質問を通して確認している。議会休会中に勉強するようにはあったので、8項目くらいあったが、自分なりに調べた。10月の視察後に意見の調整をすることもなく、定例会間際に提案されるのは軽すぎやしないか。いくら謝られても、こんなに性急にやっていって良いものか。前回も常任委員会では2年で区切ろうという議論も出て確認しており、この委員構成で2年目に突入するならば急ぐ必要性はないのでは。政策提言はしないと言っても、議論がない段階では、議員が視察に行った報告のみである。以前、評議委員会で地域と共にある学校をやった時、子どもたちの現状を見て、地域連携の取組を先生も地域の人も一生懸命やっていた。議員が少しかじったくらいで、近隣がやっているからと言って、負担をかけるのか。もっとじっくり考えてからにすべきである。

黒川委員：重い軽いの話ではなく、コミュニティ・スクールというのは、須藤議員も言ったように、平成18年にすでに質問している。文科省も学校教育の中で、地域と学校が共に連携していく方針で進めてきている。全国的にはまだ20%に満たないようだが着実に広がりつつある。近隣でも一宮市や江南市、小牧市、北名古屋も全小中学校に導入している。稲沢市も来年度その方向へ進めていく。そのような状況の中で、我々も議論を進めればよい話である。あなたも意見があれば発言すればいい。コミュニティ・スクールについてどう思うか、発言すればいい。

井上委員：まず、代表質問そのものが腑に落ちない。代表質問はどうしてもやるべきものか。もっとまとめてからでよいのでは。

黒川委員：必要であれば、政策提言として議会の総意として市長に出すべきであるが、このような課題に対して執行機関も検討が必要だと一致すれば、そういう方向での質問の仕方もある。導入するかどうかは必要なら聞けばよいが、選択の幅は代表して質問する者に委ねながら、ここで決めなきゃならないことは、視察に行き春日市では成果があるものになってきているならば、導入の考えぐらいは問いかけるのは必要と考える。それを踏まえて調査研究をしていけばよい。形だけにこだわって進めるのはいかがなものか。

井上委員：コミュニティ・スクールには反対である。春日市はそれなりの事情があつてやってきた。春日市の状況とは違うところもある。地区も大きく学校数

も多いため、リーダー格の方が必要で、もう3か月も前の話だが、あの時聞いたのは、元校長先生で教育委員会にも携わっている、教育をよく知っている人が、春日市を良くしようとして地域の方を学校に組み入れていった形だった。必要性があったと思われる。今、岩倉を見てみると、地域の方が評議委員会制度をやっているし、名称は違うが地域の方が学校教育に携わっている。また学校に負担をかけることを今の段階で厚生・文教常任委員会として質問であれ、投げかけることには反対である。

黒川委員：学校の負担というが、本当は違う。学校もいじめ等の色々な問題を抱え込み過ぎている。それを地域の人と一緒に考えていこうと。地域から意見も出て、学校に協力的になる。評議員制度というのはその進化の過程の一つのありようを考える。学校長が単に評議員から意見を聞くだけでなく、学校の経営方針を委員に伝え、議論をし、承認をいただくのが一つの目的である。コミュニティ・スクールの委員になる人はそれなりに責任も出てくるし、責任があるからこそ一生懸命やってくれる。今、学校関係は様々なボランティアの協力を仰ぎながら運営している。それを体系化したほうがよいのではないか。個々にバラバラにやるのでは、かえって学校に負担をかける側面もないわけではなく、学校共同活動は社会教育活動に出てきているが、それを包含する形でのコミュニティ・スクール化、北名古屋市はそうしているが、岩倉流にしていけばよい。学校側に負担を掛けないようにするにはどうすればよいかというのもひとつの課題。早かれ遅かれコミュニティ・スクールは導入されるので、その立場に立っていただきたい。

井上委員：学校ではPTA活動、子ども会活動、それ以上に登下校や伝統文化に関しても協力している。評議員はその代表であり、PTA会長を務めた方や地域の代表の方になっている。各学校に5人位いるが、それを体系的にまとめるというのはまたひと作業である。学校として必要あるかどうか、それを議員が言うと、教育委員会も責任を持たざるを得ず、一つ仕事が増えるのである。箱作りは必要ない。

黒川委員：地域に開かれた姿はあるべき姿。PTAや子ども会の代表の方に委員になってもらい、より多くの人に出てもらう、それで協議会を構成すればよい。まとめ役に関しては、学校側に負担を強いらせないように、専門的なコーディネーターに学校を巡回してもらいながら進めて行くことが必要。評議員に対しては今まで役割を果たしてきたことを評価している。単に学校長は評議員だけの意見を聞くのではなく、実践的な活動をしている人も協議会に参加してもらい、学校と地域が一体となり進めていく方向性を持てば、おのずから役割分担も出てくる。

井上委員：委員長に取りまとめをお願いしたい。私は、委員会代表質問にそもそ

も疑問を持っているという話をしている。それから、他の委員にも意見を聞いてほしい。

須藤委員：黒川委員が言うように、委員会代表質問は重みがあって、それは一般質問との重みとは違う。執行機関とも意見交換しながら丁寧に進めて行かないと、また一般質問と同じようになってしまう。

大野委員長：そのような考え方もある。ただ、委員会代表質問は、視察の項目に合ったものと岩倉の現状に対してどのように考えるかを聞くもので、これは政策提言に繋げるわけではなく、その前提の質問段階である。視察を踏まえて、そこからはみ出さない程度の質問しかできないと考える。コミュニティ・スクールに反対となると、なぜ視察に行ったのか、本末転倒になる。

井上委員：それには異議がある。視察に行つて、コミュニティ・スクールには反対と実感した。市内でやるとなると、教育関係者、リーダーシップをとる人のかなりのエネルギーを必要とする。春日市と当市との現況を比較してどうかと考える。

大野委員：文部科学省はコミュニティ・スクールディレクターを活用した取組を新たに始めた。学校長に頼むのではなく、文部科学省はディレクターと言っているが、コーディネーターのような人を導入し、まずはモデル校を作り広げていった方がいいということである。学校長に押し付ける気はない。ディレクターとしてふさわしい人がいれば、まずモデル校として始めたらどうかと考える。

須藤委員：委員会代表質問というからには、担当部署と話し合いながら進めて行くべきでないか。議会が一方的になってはいけない。

谷平委員：随分前に視察に行つて、勉強して、良かったところを、もちろん自治体規模にもよるが、岩倉市に相応しいものを協議・検討して一般質問よりもぐっと言っていくのが委員会代表質問ではないのか。視察に行った後に、それぞれにどれを取り上げてほしいか意見を聞くべきでは。

関戸委員：今の議論は、委員会代表質問のあるべき姿は、政策提言につなげる質問であるべきか、あるいは状況確認の質問で終了しても委員会代表質問とするのか、との議論だと思う。①はこれまでの評議員会制度が見直しに値するかの確認であるということか。

大野委員長：そうではなく、春日市でもそうであるが、地域と共にある活動は具体的にどうなっているか、地域と学校が連携している取組について聞いている。

関戸委員：コミュニティ・スクールという大枠があり、その中に学校評議員制度とか、地域の活動やPTAなどがあって、それぞれの活動について取組を確認するということか。

大野委員長：そういうことである。

関戸委員：私も学校評議員は私も5年ほどやったが、コミュニティ・スクール制度と何が違うかが分かってきた。しかし、今の評議員制度を見直してというのは違うと考える。それはそれであって、包含されているものであるというのが正しい。全く違うものでもない。

大野委員長：当初は「発展的解消し」と書いたのだが、少し違うかと思って。

関戸委員：今の学校評議員制度は十分に機能しているので、コミュニティ・スクールと同じ感じで答えているが、同じものではないから比較してはいけない。違うやり方の方が、前に進むのではないか。

大野委員長：「学校評議員委員会制度を見直し」を消せばよいか。教育委員会の議事録で教育長が述べていたが、もしコミュニティ・スクールを導入する時には、学校評議員制度は一本化しないといけないと発言していた。

梶谷副委員長：井上委員が明確に反対を示しているから、7人の総意の委員会代表質問であるならば、委員会代表質問は難しいのではないか。大野議員の一般質問として取り扱ってはとも考える。

須藤委員：大野議員の一般質問で取り扱って、後々にまた委員会代表質問に繋げるのか。

梶谷委員：また視察にも行き、様々な議論がなされれば、中身は変わってくる。

黒川委員：いきなりイエスカノーかではなく、厚生・文教の調査研究テーマとして、春日市では成果が出ており、近隣の稲沢市でも新たに始めることになっており、このテーマについては引き続き調査研究し、執行機関とも協議をしていきたいというところで留めても良いのではないか。執行機関側とは土俵が違う。代表質問で取り上げることにより、令和2年度もコミュニティ・スクールを課題とするという方向性を出すだけでも意味がある。議論の過程で学校側の受け止め方を聞き、いずれ一致出来るところも出てくる。

大野委員長：黒川委員の一般質問でも、学校長の心配や課題は明確であり、コーディネーターがないと負担が重くなるということで、導入に反対しているわけではなく危惧しているとの主旨であったが、そのとおりであり、コミュニティ・スクールを導入すべき、ではなく、導入を目指すべきと変えてもよいと考える。

関戸委員：岩倉流という話があったが、コミュニティ・スクールの定義がはっきりしていない中で、導入を目指すべき、と言うのはどうか。

黒川委員：文科省が示している方向性ははっきりしており、それを岩倉でどう根付かせるのが重要である。議員だけで決められることなく、執行機関だけで決められることでもない。両方で調査研究し令和2年度の課題とすべきである。

須藤委員：協議会を開催して、執行機関から市の現況を確認して、方向性を確認しながら質疑を進めていってはどうか。

黒川委員：それを代表質問で委員長に明言してもらえば、執行機関側も同じ土俵に乗りやすく、そこで議論すればよい。

井上委員：議会改革で委員会代表質問が位置付けられて、委員会の総意として重みのある質問ができるというのは素晴らしいことだと思う。もう少し話し合ってからの方が良い。

大野委員長：委員の一致が見受けられないので、委員会代表質問は見送る。それがルールなので。視察項目として一般質問として取り扱っていききたい。

(2) その他

梶谷副委員長：継続審議の請願について、自治体キャラバン実行委員会からの請願は、項目が複数ある中で岩倉市が既に実行している内容を外して、昨年と同じ内容の意見書をあげてもよいとの意見があったが、一旦取り下げて新たに修正した請願を提出してもらいたいと考えるがどうか。

黒川委員：それは可能なのか。

事務局統括主査：一旦付託された請願なので、請願者から紹介議員を通じて議長に取下げの文書を出してもらう必要がある。議会で承認されたのち正式に取下げとなる。今回は訂正でなくまるごと修正に近い形となるため、新たに提出し直すことになる。

黒川委員：継続審議になっているものを、紹介議員を通じて取下げ、再提出することになるが、一時不採議との関係は大丈夫か。

事務局統括主査：取下げが認められたならば、その請願は本定例会で審議の対象から外れる。

黒川委員：3月定例会で一度取り下げの議決をした請願を、修正したものであれ、同定例会で、同じ内容が含まれるものを再提出するのは矛盾しないか。

関戸委員：一旦取り下げた内容が再度出てくるのは理屈上おかしい。

大野委員長：請願の名称が変われば出せないことはない。

黒川委員：一時不採議の問題である。継続審査のものを一部採択に持って行けばよいということである。

梶谷委員：継続審議になっているから、一部採択をして国に対して意見書を出すということか。

大野委員長：それは駄目だ。

須藤議員：岩倉でやっているものを除いて審議してもらえばよい。

梶谷委員：国に対しての意見書で納得いかないと言われた内容も修正してもらおうと思ったが、意見書としては一部採択して、岩倉流に一部削除したものを意見書として上げることは可能だということか。

大野委員長：請願項目に誤りがあった箇所は修正の文書を出してもらい、意見書も修正したものを出してもらいたい。

黒川委員：意見書はもともと参考でしかない。

大野委員長：修正で出し直しを。

梶谷委員：継続しているから出し直す必要はないということでよいか。

関戸委員：出し直す理由はなにか。

梶谷委員：12月議会で委員から指摘のあった、既に実施している内容が6項目あったので、出し直した方が良いかと考えた。継続審議になったのなら、意見陳述し理解を求めたいと請願者から言われており、出し直さなくても継続して、意見陳述してもらおうということでよいか。

大野委員長：本来は継続審査であったが、このような意見があったため、今日は何もやらなかったが、事前に紹介議員から勉強会でもよいから1年目の議員に説明をしていただきたい。

黒川委員：請願文の文言を変える場合の手続きはどうなっているか。

事務局統括主査：訂正に該当するならば訂正で行けるが、内容が最初に提示されたものとあまりに違って訂正の範囲を超えると修正となるので、要綱では一度取下げとなる。今の請願が訂正の範囲を超えてしまい撤回となれば、同一会議中に修正されたものが再び提出され審議されても一時不採議には当たらない。手順を間違えるといけませんが。

黒川委員：字句を一部訂正する場合、請願者からの手続きはあるのか。

事務局統括主査：昨年か一昨年案件では付託された後であったため、議会で訂正の承認を得た。

黒川委員：請願は議会の途中で出すことが出来ないため、初日の午後5時までと区切っているから、取り下げて再提出は時系列的に不可能と考える。

事務局統括主査：すでに継続審査されているので、初日に取下げの議決を行い、同日午後5時までに新たに請願が出されれば、取扱いは可能である。

黒川委員：そこまでしてやるのか。

梶谷委員：12月議会で委員の皆さんからいろいろ意見があったので、出し直したほうが良いかと考え、請願者にはそう伝えた。

黒川委員：定例会初日にやるというのは先議するということである。委員会で継続審議中のものを本会議で取下げの議決の承認をすることになる。

関戸委員：委員会を開かなくても、議長が認めれば取下げだから構わない。

黒川委員：前年も一部採択しており、今回も継続審査としたわけで、その案件を初日に取下げされては、継続審査はなんだったのかとなる。委員会における継続審査の案件となっているから、字句の訂正を請願者の方から議長あてに手続きをとってもらいたいのではないかと。訂正について議長は本会議で諮

る必要があるか。

事務局：ある。

関戸委員：訂正の定義、内容によつての許容範囲は。

事務局統括主査：細かい定義はないと思うので、議会運営委員会の判断ではないか。タイミングについてであるが、議会の承認が得られたのが、請願を定例会で取り扱うのが初日なので先ほど初日と言ったが、例えば初日に取下げの議決が無かったとしても、その場合同じ内容の請願が提出されたことになり、同じ3月定例会で取り扱いはない体で受け付けるが、結果的に議会の承認を経て最初に出された請願が撤回になったと、本来ならば6月定例会で取り扱う請願自体を3月定例会で取り扱う効果を得られるのかなど、議運が開かれて前請願が取り下げられたので、6月定例会で取り扱うべきものが3月定例会で取り扱える状況になるという考え方である。

大野委員長：訂正なのか修正なのかの定義は、請願者が訂正と考えればそうなるという取り扱いを議運で協議する、ということか。

事務局統括主査：議運の裁量が一番である。

大野委員長：訂正なら継続審査が生きているということによいか。訂正の文書を待っている状態であると。

事務局統括主査：訂正の文書が出てくれば、訂正が認められたものとして、もともと出されていた請願に訂正文書を付けて審査するという形になる。訂正であればタイミング的にそれほど難しいわけではない。

梶谷委員：取下げ手続きはなしで、継続審査してもらったので、請願団体が意見陳述に行きたいとのことなので、その時に修正箇所を説明してもらう。

大野委員長：議決が必要なので、訂正を先に出してもらわなければならない。事務局は訂正の方がスムーズに行くと言っているので訂正で出してもらう。

事務局統括主査：内容については議会運営委員会で考えてもらわないと。

大野委員長：訂正でも修正でも事前に各会派に説明してもらわないと、議運でチェックするわけではない。

(音声欠落)

須藤議員：訂正は議会の承認が必要で、修正は不要か。

事務局統括主査：修正というものはなく、訂正を議会運営委員会がどこまでの範囲であれば認めるか、訂正が認められないならば要綱上は取り下げるしかない。

大野委員長：紹介委員は対応をよろしく。

8 その他

特になし。